

清須市中小企業・小規模企業振興基本条例案について【概要】

1. 条例を制定する背景

平成 11 年、中小企業基本法改正において、「地方公共団体の責務(第 6 条)」が新たに盛り込まれ、「地方公共団体は中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を制定し、及び実施する責務を有する」と明示され、地域の実情にあった独自の中小企業振興が唱えられるようになりました。

「中小企業振興基本条例」は、地域経済を支える中小企業を地域一体となって支え、振興を図る方向性を示す条例として、愛知県内では県及び県下の 34 市町が既に条例を制定しており、そのうち令和以降では 19 市町が制定するなど制定済みの自治体が増えつつあります。

上記の状況と関係機関からの要望を踏まえ、本市においても、今後の産業振興施策の根幹となる「清須市中小企業・小規模企業振興基本条例」を策定し、令和9年4月の施行を目指します。

2. 清須市中小企業・小規模企業振興基本条例案の骨子

○ 基本理念 (第3条)



創意工夫

中小企業者等の創意工夫と自主的な努力を尊重します。



地域経済・雇用

地域経済の発展、雇用の創出、市民生活の向上を目的とします。



連携・協力

市、中小企業者等、市民など多様な主体が相互に連携し、協力します。

○ それぞれの役割と責務 (第4条～第12条)



・市の責務

- ・施策の総合的な策定と実施
- ・中小企業者等の実情把握と意見反映
- ・関係機関、市民との連携



・中小企業者等の努力

- ・創意工夫による事業展開
- ・雇用確保、人材育成、労働環境の整備
- ・地域への貢献



・商工会の役割

- ・経営相談と改善の促進
- ・会員の支援と実態把握
- ・市施策への協力



・支援機関の役割

- ・経営相談と必要な支援
- ・市施策への協力



・大企業者の役割

- ・中小企業者等との連携
- ・市施策への協力



・金融機関の役割

- ・円滑な資金調達の支援
- ・経営相談の実施



・教育機関の役割

- ・勤労意識の啓発
- ・中小企業者等の役割への理解促進



・大学等の役割

- ・人材育成
- ・研究成果の普及と協力



・市民の理解及び協力

- ・中小企業者等の重要性の理解
- ・地産地消による協力

○ 小規模企業者への配慮 (第13条)

経営資源の確保が困難な小規模企業者への事情に配慮します。

○ 施策の基本方針 (第14条)

○ 新たな事業展開

○ 人材の確保・育成

○ 資金調達の円滑化

○ 経営の安定・革新

○ 連携促進

○ 創業促進

○ 事業承継の円滑化

○ その他

○ 意見の聴取 (第15条)

意見を聴取する場を設ける